

## 立川市コンプライアンス基本方針

本市では、平成15年(2003)年に不正入札事件が発生し、市民からの信頼を損ね、市政運営全般に多大な影響が生じました。その過去を風化させないために、コンプライアンスについては、「全体の奉仕者として求められる価値観・倫理観に基づいて誠実に行動すること」を基盤に据え、「法令等の遵守」という「遵守の側面」を重視した様々な取組を実施し、市民の信頼回復に努めてきました。

他方、コンプライアンスには「市民ニーズや社会的要請に応える」という「推進の側面」も含まれています。複雑・多様化する行政課題に的確に対応するためには、「遵守の側面」とともに、「推進の側面」の重要性を再認識する必要があります。

そこで、本市では、コンプライアンスを「法令等を遵守するとともに、市民ニーズや社会的要請を的確にとらえ、自律的に職務を遂行すること」と定義し、これまで以上に市民からの信頼確保と住民福祉の増進を図ることを目的として、本方針を定めます。

職員は、上記の価値観に基づく行動指針に従って行動するものとし、組織一丸となってコンプライアンスの推進に取り組みます。これにより、職員が能力を最大限に発揮し、前向きに職務に取り組むことができる土台を築き、質の高い行政サービスを提供することを目指します。

行動指針1 法令等を遵守し、適正に事務を執行します

行動指針2 市民に信頼されるよう、誠実に対応します

行動指針3 職員相互に尊重しあう組織風土を育みます

令和7年4月1日